

自己資本比率規制とは、バーゼル銀行監督委員会で定められた金融機関の健全性を維持するための規制の枠組みのことをいいます。平成19年3月期より適用されたバーゼルII（新BIS規制）に次ぐ新たな規制の枠組みとして、平成22年12月にバーゼルIIIが公表されました。リーマン・ショックに端を発した世界的な金融危機で明らかになった従来規制の不備に対応するため、規制の強化が図られました。この新規制は、当金庫を含む国内基準では、平成26年3月期から適用が開始されました。

自己資本比率規制では、最低自己資本比率について信用金庫を含めた国内基準で4%以上と定め、近年の金融機関のリスク管理事務の進展や高度化等を踏まえ、金融機関の直面するリスクをより精緻に評価すると同時に、金融機関自身のリスク管理能力の向上を促すことを目指しています。

自己資本比率規制は、第1の柱（最低所要自己資本比率：自己資本比率の計算において、信用リスクやオペレーショナル・リスク等のリスク評価の精緻化とともに、金融機関内部のリスク管理手法と、整合的な算出基準を求めています。）、第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証：第1の柱以外のリスク発生要因を加味して、金融機関の統合的なリスク管理の検証・評価やモニタリング等を定めています。）、第3の柱（市場規律：金融機関の各種リスク量やその計算手法について、一層のディスクロージャーの充実が求められました。）から構成され、本開示はこの第3の柱に沿って行うものです。

自己資本比率規制による開示項目一覧

■事業年度の開示事項

本開示は、単体自己資本を基本に作成しており、連結自己資本については各表に括弧書き（ ）・網掛けにて記載しております。各表において括弧書き（ ）がない部分は単体・連結ともに同じ計数となります。

■自己資本の構成に関する事項

■定性的な開示事項

1. 連結の範囲に関する事項

子会社を含めた連結の開示

(1) 連結の範囲に関する事項

① 自己資本比率告示第3条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（連結グループ）に属する会社と「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）（連結財務諸表規則）に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点

当金庫は、子会社3社を何れも連結対象とし、連結財務諸表規則第5条第2項の規定を適用していないため、相違点はありません。

② 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

ア) 連結子会社の数 3社

イ) 主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

株式会社苦信ビジネスサプライ 現送、メール業務、ATM監視、信用金庫代理業等

株式会社とましん地域経済研究センター 金融・経済に関する調査、講演会・セミナー開催等

株式会社とましんパートナーズ 消費資金の貸付けに関する相談業務等

③ 自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容

該当ございません。

④ 自己資本比率告示第6条第1項2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

該当ございません。

⑤ 信用金庫法第54条の21第1項第1号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの若しくは同項第2号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

該当ございません。

⑥ 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

制約は特に定めておりません。

(2) 自己資本調達手段の概要

連結では相殺されておりますが、連結子会社の株式は3社とも親会社である苦小牧信用金庫が100%保有しております。

(3) 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

(4) 信用リスクに関する事項

(5) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

(6) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

(7) 証券化エクスポージャーに関する事項

(8) オペレーショナル・リスクに関する事項

(9) 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

(10)金利リスクに関する事項

以上(3)から(10)までの事項につきましては、連結子会社は親会社である苫小牧信用金庫に從属する業務を営んでいるため一体化しており、連結においては苫小牧信用金庫と同様であります。

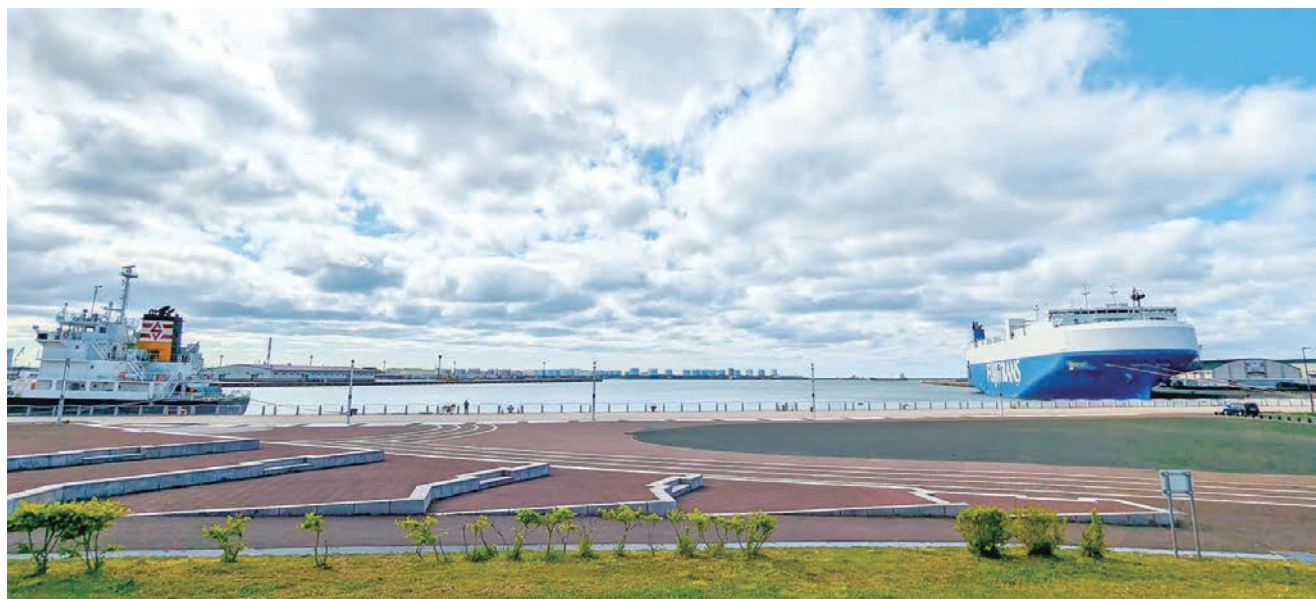
2. 自己資本調達手段の概要
3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要
4. 信用リスクに関する事項
5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要
6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要
7. 証券化エクスポージャーに関する事項
8. オペレーショナル・リスクに関する事項
9. 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要
10. 金利リスクに関する事項

■定量的な開示事項

1. 資本控除となる非連結子会社等のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
2. 自己資本の充実度に関する事項
3. 信用リスクに関する事項
4. 信用リスク削減手法に関する事項
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
6. 証券化エクスポージャーに関する事項
7. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
9. 金利リスクに関する事項

■自己資本比率告示第6条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社(資本控除となる非連結子会社等)のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ございません。



苫小牧港

I. 自己資本調達手段の概要

自己資本は、コア資本に係る基礎項目とコア資本に係る調整項目とで構成されています。令和6年3月末のコア資本に係る基礎項目のうち、当金庫が積み立てている利益剰余金や一般貸倒引当金以外のは、地域のお客様による普通出資金となっております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	苫小牧信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	305百万円

II. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性、安全性を十分保っていると評価し、また繰延税金資産の自己資本に占める割合も軽微で、ほとんど依存しておりません。

将来の自己資本の充実策については、年度ごとの業務運営計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策としております。

■自己資本の充実度に関する事項

(百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	265,399	10,615	266,908	10,676
(連結開示)	(265,372)	(10,614)	(266,881)	(10,675)
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	246,147	9,845	245,120	9,804
(連結開示)	(246,120)	(9,844)	(245,092)	(9,803)
ソブリン向け	1,254	50	1,293	51
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	30,572	1,222	23,893	955
(連結開示)	(30,572)	(1,222)	(23,893)	(955)
法人等向け	61,263	2,450	65,890	2,635
中小企業等向け及び個人向け	27,176	1,087	26,240	1,049
抵当権付住宅ローン	5,231	209	5,675	227
不動産取得等事業向け	51,113	2,044	53,182	2,127
三月以上延滞等	26	1	25	1
信用保証協会等による保証付	779	31	998	39
出資等	1,624	64	1,623	64
(連結開示)	(1,599)	(63)	(1,598)	(63)
出資等のエクスポージャー	1,624	64	1,623	64
(連結開示)	(1,599)	(63)	(1,598)	(63)
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外	67,105	2,684	66,296	2,651
(連結開示)	(67,102)	(2,684)	(66,294)	(2,651)
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	48,934	1,957	49,793	1,991
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,753	70	2,473	98
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	1,284	51	1,173	46
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	8,323	332	5,976	239
(連結開示)	(8,320)	(332)	(5,973)	(238)
上記以外のエクスポージャー	6,809	272	6,880	275
② 証券化エクスポージャー	-	-	-	-
証券化	STC要件適用分	-	-	-
	非STC要件適用分	-	-	-
再証券化	-	-	-	-
③ リスク・ウェイトのみならず計算が適用されるエクスポージャー	20,475	819	21,595	863
(連結開示)	(20,475)	(819)	(21,595)	(863)
ルック・スルー方式	20,475	819	21,595	863
(連結開示)	(20,475)	(819)	(21,595)	(863)
マナドット方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,425	△ 57	-	-
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	201	8	193	7
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	10,502	420	10,804	432
(連結開示)	(10,496)	(419)	(10,798)	(431)
単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	275,902	11,036	277,713	11,108
(連結総所要自己資本額)	(275,869)	(11,034)	(277,680)	(11,107)

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機関、我が国の政府関係機関、土地開発公社、住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%に

なったエクスポージャーのことです。

5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。
＜オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法＞

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

7. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

Ⅲ. 信用リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、融資業務の基本的な理念や手続き等を融資業務取扱規程の中で定め、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、信用格付制度の導入や自己査定の実施、さらには融資集中によるリスクの抑制のため大口信用供与先の管理等、さまざまな角度からの分析に注力しております。また、与信額や予想デフォルト率、予想回収率のデータを整備し、VaRモデルを用いて信用リスク量を計測して信用リスク管理に活用しています。

個別案件の審査・信用供与管理に当たりましては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としています。さらに、信用リスク管理・運営における重要事項を常務会等で審議しております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定規程」及び「償却・引当に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分毎に算定しております。一般貸倒引当金に当たる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分毎の債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先とともに、優良担保等を除いた未保全額に対して個々の基準に基づき算出しております。なお、それぞれの結果については会計監査人の監査を受ける等、適正な計上に努めております。

2. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポートの種類のごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

● ㈱格付投資情報センター

● ㈱日本格付研究所

● ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

● スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスーズ

■ 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポート及び証券化エクスポートを除く)

1. 信用リスクに関するエクスポートの期末残高及び主な種類別の内訳

(百万円)

エクスポート 区分 業種区分 期間区分	信用リスク・エクスポート期末残高										三月以上延滞 エクスポート	
	貸出金、コミットメント及 びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引				債 券		デリバティブ取引		その他			
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度		
国内 (連結開示)	497,790 (497,765)	516,613 (516,588)	258,151 (258,151)	265,420 (265,420)	97,491 (97,491)	94,416 (94,416)	672 (672)	643 (643)	141,474 (141,449)	156,132 (156,107)	308 (308)	320 (320)
国外 (連結開示)	33,980 (33,980)	29,716 (29,716)	8,071 (8,071)	8,156 (8,156)	24,674 (24,674)	21,041 (21,041)	－ －	－ －	1,234 (1,234)	518 (518)	－ －	－ －
地域別合計 (連結地域別合計)	531,771 (531,745)	546,330 (546,304)	266,222 (266,222)	273,576 (273,576)	122,166 (122,166)	115,458 (115,458)	672 (672)	643 (643)	142,709 (142,684)	156,651 (156,626)	308 (308)	320 (320)
製造業	7,394	6,661	5,646	4,943	1,503	1,473	－	－	244	244	－	－
農業、林業	1,158	1,085	1,158	1,085	－	－	－	－	0	0	－	－
漁業	72	107	72	107	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	572	499	572	499	－	－	－	－	－	－	－	－
建設業	18,974	19,129	18,884	19,039	50	50	－	－	40	40	－	2
電気・ガス・熱供給・水道業	20,548	24,002	842	1,196	19,697	22,798	－	－	8	8	－	－
情報通信業	2,393	1,997	191	232	500	500	－	－	1,702	1,264	－	－
運輸業、郵便業	16,866	15,193	6,664	6,645	10,019	8,365	－	－	182	182	3	－
卸売業、小売業	16,571	16,547	16,258	16,035	199	399	－	－	112	112	5	7
金融業、保険業 (連結開示)	203,787 (203,787)	214,312 (214,312)	19,345 (19,345)	18,157 (18,157)	56,664 (56,664)	54,657 (54,657)	672 (672)	643 (643)	127,105 (127,105)	140,853 (140,853)	－ －	－ －
不動産業	66,685	69,994	65,906	68,815	699	1,099	－	－	79	79	10	56
物品賃貸業	1,082	2,662	782	1,563	199	599	－	－	100	499	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	1,117	1,065	1,117	1,065	－	－	－	－	－	－	－	－
宿泊業	597	634	597	634	－	－	－	－	－	－	199	190
飲食業	2,835	2,812	2,835	2,812	－	－	－	－	－	－	15	16
生活関連サービス業、娯楽業	2,204	2,362	2,174	2,332	－	－	－	－	29	29	－	－
教育、学習支援業	2,072	2,066	2,069	2,066	－	－	－	－	3	－	－	－
医療、福祉	17,228	18,981	17,228	18,981	－	－	－	－	－	－	－	－
その他のサービス (連結開示)	5,540 (5,515)	5,976 (5,951)	4,368 (4,368)	4,712 (4,712)	400 (400)	500 (500)	－ －	－ －	771 (746)	764 (739)	16 (16)	15 (15)
国・地方公共団体等	81,769	78,878	49,531	53,857	32,231	25,014	－	－	5	5	－	31
個人	49,974	48,791	49,974	48,791	－	－	－	－	－	－	56	－
その他	12,323	12,565	－	－	－	－	－	－	12,323	12,565	－	－
業種別合計 (連結業種別合計)	531,771 (531,745)	546,330 (546,304)	266,222 (266,222)	273,576 (273,576)	122,166 (122,166)	115,458 (115,458)	672 (672)	643 (643)	142,709 (142,684)	156,651 (156,626)	308 (308)	320 (320)
1年以下	142,030	150,514	44,095	46,594	17,794	15,473	36	79	80,104	88,367		
1年超3年以下	95,915	71,720	46,307	43,541	27,675	15,393	55	25	21,877	12,760		
3年超5年以下	43,918	47,677	33,799	34,811	9,707	11,625	37	186	373	1,054		
5年超7年以下	32,232	34,140	25,786	26,307	6,170	7,635	276	197	－	－		
7年超10年以下	86,906	108,828	41,477	45,129	26,303	29,699	125	－	19,000	34,000		
10年超	97,681	100,127	67,050	70,458	25,490	25,513	141	155	5,000	4,000		
期間の定めのないもの (連結開示)	31,943 (31,918)	32,880 (32,855)	7,707 (7,707)	6,734 (6,734)	9,023 (9,023)	10,117 (10,117)	－ －	－ －	15,212 (15,187)	16,028 (16,003)		
その他 (連結開示)	1,141 (1,141)	440 (440)	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	1,141 (1,141)	440 (440)		
残存期間別合計 (連結残存期間別合計)	531,771 (531,745)	546,330 (546,304)	266,222 (266,222)	273,576 (273,576)	122,166 (122,166)	115,458 (115,458)	672 (672)	643 (643)	142,709 (142,684)	156,651 (156,626)		

(注)1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポート」とは、元本または利息が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポートのことです。

3. 上記の業種区分における「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部または一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポートです。

4. 上記の残存期間別における「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部または一部について、残存期間別に分類することが、困難なエクスポートです。

5. 上記のエクスポート区分における「その他」は、現金、預け金、株式、買入金銭債権、未収収益、固定資産等が含まれます。

6. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポートは含まれておりません。

7. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

2. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和4年度	705	670	－	705	670
	令和5年度	670	555	－	670	555
個別貸倒引当金	令和4年度	3,387	3,229	－	3,387	3,229
	令和5年度	3,229	2,971	6	3,222	2,971
合 計	令和4年度	4,093	3,900	－	4,093	3,900
	令和5年度	3,900	3,526	6	3,893	3,526

(注) 1. 当金庫は外国証券を保有しておりますが、当事項には該当しないため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 当金庫では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取り扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

3. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
製造業	407	436	436	406	－	－	407	436	436	406	－	－
農業、林業	0	2	2	2	－	－	0	2	2	2	－	－
漁業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	166	163	163	164	－	－	166	163	163	164	－	－
建設業	24	24	24	30	－	－	24	24	24	30	－	－
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
情報通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
運輸業、郵便業	310	14	14	5	－	－	310	14	14	5	－	－
卸売業、小売業	869	788	788	788	－	－	869	788	788	788	－	－
金融業、保険業	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	－	－
不動産業	375	461	461	300	－	6	375	455	461	300	－	－
物品賃貸業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	24	15	15	13	－	－	24	15	15	13	－	－
宿泊業	200	194	194	185	－	－	200	194	194	185	－	－
飲食業	103	155	155	174	－	－	103	155	155	174	－	－
生活関連サービス業、娯楽業	183	169	169	163	－	－	183	169	169	163	－	－
教育、学習支援業	8	28	28	24	－	－	8	28	28	24	－	－
医療、福祉	554	618	618	570	－	－	554	618	618	570	－	－
その他のサービス	106	107	107	95	－	－	106	107	107	95	－	－
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個人	50	47	47	44	－	－	50	47	47	44	－	－
その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合計	3,387	3,229	3,229	2,971	－	6	3,387	3,222	3,229	2,971	－	－

(注) 1. 当金庫は外国証券を保有しておりますが、当事項には該当しないため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 当金庫では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

3. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて区分しております。

4. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額				告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	格付適用あり		格付適用なし			格付適用あり		格付適用なし	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
0%	－	－	130,592	165,180	100%	－	－	107,645	113,039
10%	－	－	10,365	12,490	(連結開示)	－	－	(107,620)	(113,014)
20%	19,617	24,339	152,706	120,032	150%	－	－	5,552	3,984
(連結開示)	(19,617)	(24,339)	(152,707)	(120,033)	(連結開示)	－	－	(5,550)	(3,982)
35%	－	－	14,449	15,751	250%	－	－	20,087	20,386
50%	54,072	54,575	512	539	1,250%	－	－	－	－
75%	－	－	16,171	16,010	その他	－	－	－	－
					合計	73,689	78,914	458,081	467,415
					(連結合計)	(73,689)	(78,914)	(458,055)	(467,390)

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りです。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

IV. 信用リスク削減手法に関する事項

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質等、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまで補完的な位置付けとして認識し、担保や保証に過度に依存しないような融資の運営姿勢に努めております。ただし、融資審査の結果、担保や保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、融資業務取扱諸規程や担保評価要領等により、適切な事務の取扱いと適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替、デリバティブ取引に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該融資取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、金庫が定める事務諸規程や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払い戻し充当いたします。

自己資本比率規制で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として政府保証、地方公共団体保証、有格付会社による保証等が該当し、そのうち有格付会社による保証は、適格格付機関が付与している格付により判定しております。なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		589	525	32,223	27,867	55	－
ソブリン向け		－	－	12,387	7,233	－	－
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け		－	－	－	－	－	－
法人等向け		7	3	1,341	1,506	15	－
中小企業等・個人向け		581	521	18,088	18,769	26	－
抵当権付住宅ローン		－	－	372	347	－	－
不動産取得事業向け		－	－	－	－	13	－
三月以上延滞等		－	－	33	10	－	－

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

V. 派生商品取引及び長期決済期間取引相手のリスクに関するリスク管理法の方針及び手続きの概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより受ける信用リスクが内包されております。

市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるよう管理して、信用リスクへの対応としては、リスク管理の観点から、総与信取引における保全率との一体的な管理により与信判断を行い、また場合に依りて担保、保証等による保全を図ることでリスクを限定しております。

その他、有価証券関連取引については、有価証券に係る投資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保を追加提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており、影響は限定的であります。

なお、金庫全体のリスク許容限度内で配賦されたリスク資本及び市場、信用リスク限度枠については、「統合的リスク管理規程」に即して適切な運用と管理を行っています。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(百万円)

	令和4年度	令和5年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	559	605

(百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
①派生商品取引合計	672	643	672	643
(i)外国為替関連取引	466	484	466	484
(ii)金利関連取引	178	126	178	126
(iii)金関連取引	—	—	—	—
(iv)株式関連取引	—	—	—	—
(v)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii)クレジット・デリバティブ	27	33	27	33
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合計	672	643	672	643

	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本	—	—	500	500
シングルネーム・クレジット・デフォルト・スワップ	—	—	500	500

(注)1.グロス再構築コストの額は、ゼロを下回らないものに限っております。

2.グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額はありません。

3.担保の種類別の額はありません。

4.信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額はありません。

長期決済期間取引の相手のリスクは該当ございません。

Ⅵ. 証券化エクスポージャーに関する事項

1. リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化取引には、証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、有価証券投資の一環として購入したものが該当する場合があります。

当該証券投資に係るリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報等により把握するとともに、必要に応じて常務会等に諮り、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、有価証券に係る投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引に当たっては、年度毎の余裕資金運用方針等に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとする等、適正な運用、管理を行っています。

2. 自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号まで (自己資本比率告示第302条の2第2項において準用する場合も含む) に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

当金庫は、証券化取引における管理体制を整備しております。

投資時には、当該取引に係る市場環境やモニタリングの情報の入手可能性、裏付資産の状況やリスク、構造上の特性等の分析を行ったうえで投資の可否を判断します。また、投資後、保有したものについては、定期的及び適時に、当該取引や裏付資産に係る情報の収集とともに、信用補完の十分性や仕組維持の蓋然性の検証を行っています。

3. 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法を採用しております。

4. 証券化取引に関する会計方針

当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「金融商品の時価会計に関する規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」等に従った、適切な処理を行っております。

5. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の4機関を採用しております。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- (株)格付投資情報センター
- (株)日本格付研究所
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスーズ

■投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

1. オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ございません。

2. 投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ございません。

Ⅶ. オペレーショナル・リスクに関する項目

1. リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

特に、事務リスク管理については、本部と営業店が一体となり、各種事務マニュアルの整備や、その遵守に心掛けるのは勿論のこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証等に取り組み、事務品質の向上に努めております。

システム・リスクについては、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査、システム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについては、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクについて、それぞれ所管部が発生防止に向けた取組みを進めています。

2. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

Ⅷ. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

■出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託に係るリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、ストレステスト等、複合的なリスクの分析を実施し、定期的に常務会へ報告しております。また、株式関連商品への投資は、証券化商品と同様、有価証券に係る投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。

一方、非上場株式、子会社・関連会社株式、政策投資株式、その他投資事業組合への出資金に関しては、内規に基づいた適正な運用、管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行う等、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「金融商品の時価会計に関する規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」等に従った、適切な処理を行っております。

1. 出資等または株式等エクスポージャーの時価及び貸借対照表計上額等

(百万円)

		売買目的有価証券		その他の有価証券					貸借対照表計上額
		貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	時価のあるもの				時価のないもの	
				取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損	
上場株式等	令和4年度	-	-	835	1,220	385	451	65	-
	令和5年度	-	-	835	1,712	877	898	21	-
非上場株式等	令和4年度	-	-	-	-	-	-	-	2,543
	(連結開示)	-	-	-	-	-	-	-	(2,518)
	令和5年度	-	-	-	-	-	-	-	3,262
	(連結開示)	-	-	-	-	-	-	-	(3,237)
合計	令和4年度	-	-	835	1,220	385	451	65	2,543
	(連結開示)	-	-	(835)	(1,220)	(385)	(451)	(65)	(2,518)
	令和5年度	-	-	835	1,712	877	898	21	3,262
	(連結開示)	-	-	(835)	(1,712)	(877)	(898)	(21)	(3,237)

(注)時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(百万円)

		売却額			株式等償却
		売却益	売却損		
出資等または株式等エクスポージャー	令和4年度	-	-	-	0
	令和5年度	3	0	-	0

(注)(連結)損益計算書における損益の額を記載しております。

3. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等)

(百万円)

		時価のあるもの					時価のないもの
		貸借対照表 計上額	時 価	評価差額			貸借対照表 計上額
					うち益	うち損	
子会社・子法人等株式	令和4年度	－	－	－	－	－	25
	令和5年度	－	－	－	－	－	25
関連法人等株式	令和4年度	－	－	－	－	－	－
	令和5年度	－	－	－	－	－	－
合計	令和4年度	－	－	－	－	－	25
	令和5年度	－	－	－	－	－	25

■リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(百万円)

	令和4年度	令和5年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	50,019	46,228
(連結開示)	(50,019)	(46,228)
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

IX. 金利リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価、計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

当金庫では、金利リスクを適切にコントロールするため、常務会においてリスクリミットやアラームポイントを決定しており、ALM関連規程において、リスク管理方法や手続きなどの詳細を明記しております。これらにより、運用の実施状況の把握・確認、リスクリミットの遵守状況のモニタリング、今後の対応等、資産及び負債の最適化に向けたリスク管理に努めております。

具体的には、経営企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し金利の変動リスクを管理しております。一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益の影響度等を月次ベースで計測し、ALM委員会等で協議、検討をするとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなどの協議を行っております。なお、金利リスクを削減する手法として、金利スワップ取引を活用する場合があります。

2. 金利リスクの算定手法の概要

(1) 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII並びに信用金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

- ①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
1.25年となっております。
- ②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
2.5年となっております。
- ③流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)及びその前提
金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- ④固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提
固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約は考慮しておりません。
- ⑤複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨別に算出した金利リスクの正值のみを単純合算し、通貨間の相関は考慮しておりません。
- ⑥スプレッドに関する前提
スプレッド及びその変動は考慮しておりません。
- ⑦内部モデルの使用等、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
該当事項はありません。
- ⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明
令和6年3月末の Δ EVEは、18,436百万円(前年度末比 Δ 1,206百万円)となり、減少いたしました。また、 Δ NIIは47百万円(前年度末比 Δ 172百万円)となり、減少いたしました。
- ⑨計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
当期の重要性テスト結果は、監督上の基準値である自己資本の額の20%に対して31.0%となりましたが、金利リスクについては、適切にモニタリング及びコントロールが行われており、リスク管理上問題ない水準と認識しております。

(2) 信用金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

- ①金利ショックに関する説明
リスク管理や収益管理においては、金利リスク量はVaRやBPVの算定のほか、ギャップ分析等を行い多面的に分析・把握することで、金利リスクや金利変動が損益に与える影響を管理しており、これらの計数は月次ベースでモニタリングしております。
また、ストレス・テストの実施にあたっては過去のストレス事象発生時や、過去一定期間における金利上昇幅を参考に、当金庫の金利リスクへの影響を定期的に検証しております。
- ②金利リスク計測の前提及びその意味
当金庫の統合的リスク管理では、金利リスクを含む市場リスクはVaR(分散共分散法、保有期間60日、信頼区間99%、観測期間5年)によって計測しております。VaRによって算定されたリスク量が、年度で設定された配賦資本の範囲内に収まっているかを月次ベースでモニタリングし、また、定期的に検証を行うストレス・テストの結果も経営陣等へ報告することで、適切に金利リスクのコントロールを行っております。

■金利リスクに関する事項

(百万円)

IRRB1: 金利リスク					
項番		Δ EVE		Δ NII	
		イ	ロ	ハ	ニ
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト (連結開示)	18,436 (18,436)	19,643 (19,643)	47 (47)	—
2	下方パラレルシフト (連結開示)	—	—	—	220 (220)
3	スティープ化 (連結開示)	10,934 (10,934)	14,213 (14,213)		
4	フラット化				
5	短期金利上昇 (連結開示)	1,625 (1,626)	1,605 (1,605)		
6	短期金利低下				
7	最大値 (連結開示)	18,436 (18,436)	19,643 (19,643)	47 (47)	220 (220)
8	自己資本の額 (連結開示)	ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
		59,336 (59,369)		57,608 (57,641)	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

開示項目一覧

金庫単体開示項目一覧

概要及び組織

・組織	4
・理事、監事の氏名及び役職名	4
・会計監査人の氏名又は名称	36
・事務所(店舗)の名称及び所在地	23～24
・信用金庫代理業者の称号、名称	23
・信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む事務所(店舗)の名称	23

主要な事業

・主要な事業内容	19
----------	----

主要な事業に関する事項

(1) 令和5年度の事業概況	5～6
----------------	-----

(2) 直近5事業年度の主要指標

・経常収益	34
・経常利益	34
・当期純利益	34
・出資総額及び出資総口数	34
・純資産額	34
・総資産額	34
・預金積金残高	34
・貸出金残高	34
・有価証券残高	34
・単体自己資本比率	34
・出資に対する配当金	34
・役員、職員数	34

(3) 直近2事業年度の主要指標

(主な業務状況指標)

・業務粗利益及び業務粗利益率	44
・業務純益、実質業務純益、コア業務純益、 コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	44
・資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	44
・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、 並びに利息、利回り及び資金利鞘	44
・受取利息及び支払利息の分析	44
・総資産経常利益率	44
・総資産当期純利益率	44

(預金に関する指標)

・流動性預金、定期性預金、譲渡性預金 及びその他預金の平均残高	45
・固定金利定期預金、変動金利定期預金の残高	45

(貸出金等に関する指標)

・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形 (以下、貸出金という)の平均残高	45
・固定金利及び変動金利区分ごとの貸出金残高	45
・担保種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	45
・資金使途別の貸出金残高	45
・業種別貸出金残高及び貸出金総額に占める割合	45
・期末預貸率及び期中平均預貸率	45

(有価証券に関する指標)

・商品有価証券の平均残高	46
・有価証券の種類別残存期間別の残高	46
・有価証券の種類別平均残高	46
・期末預証率及び期中平均預証率	46

業務運営に関する事項

・リスク管理態勢	26
・コンプライアンス(法令等遵守)態勢	27

・マネー・ローダリング及びテロ資金供与対策	27～28
・金融ADR制度への対応	28
・お客さまの利益保護に係る管理方針	29
・お客さま本位の業務運営に関する取組み	29
・反社会的勢力に対する基本方針	30
・地域金融円滑化に係る取組み	30
・経営者保証に関する取組み	30
・中小企業の事業再生等に関する取組み	30
・金融仲介機能のベンチマークに関する開示	31
・地域密着型金融の取組状況	31

直近2事業年度の財産状況に関する事項

・貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	35～36
・金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び(1)から (4)に掲げるものの合計額	43
(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、(2) 危険債権、(3) 三月以上延滞債権 (貸出金のみ)、(4) 貸出条件緩和債権(貸出金のみ) (5) 正常債権	
・金融再生法による開示債権額	43
・自己資本の充実の状況	33・53～61
・有価証券の取得価格、時価及び評価損益	47
・金銭の信託の取得価格、時価及び評価損益	47
・デリバティブ取引の契約価格、時価及び評価損益	46
・貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	43
・貸出金償却額	43
・会計監査人の監査	36
・財務諸表の正確性に係る内部監査の有効性の確認	36

報酬等に関する事項

・報酬体系について	52
-----------	----

連結開示項目

金庫及びその子会社等の概況に関する事項

・金庫及び子会社等の主要な事業内容及び組織	48
-----------------------	----

子会社等に関する事項

・名称	48
・主たる事業所の所在地	48
・資本金	48
・事業の内容	48
・設立年月日	48
・金庫が保有する子会社等の発行済株式の 総数等に占める割合	48
・金庫の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の 子会社等の発行済株式の総数等に占める割合	48

金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項

(1) 令和4年度の事業概況	48
(2) 直近5連結事業年度の主要指標	
・連結経常収益	48
・連結経常利益	48
・親会社株主に帰属する当期純利益	48
・連結純資産	48
・連結総資産	48
・連結自己資本比率	48

直近2連結事業年度の財産状況に関する事項

・連結貸借対照表、連結損益計算書及び 連結剰余金処分計算書	50
・金庫グループの有する債権のうち次に掲げるものの額及び (1) から(4)に掲げるものの合計額	43
(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、(2) 危険債権、(3) 三月以上延滞債権 (貸出金のみ)、(4) 貸出条件緩和債権(貸出金のみ) (5) 正常債権	
・自己資本の充実の状況	49・53～61



■発行日／令和6年7月

■発行／苫小牧信用金庫

〒053-8654 苫小牧市表町3丁目1番6号

TEL.0144-34-2178 FAX.0144-31-2102

URL:<https://www.shinkin.co.jp/tomashin/>

■編集／苫小牧信用金庫 経営企画部

■表紙写真／苫小牧市上空より支笏湖、羊蹄山周辺を望む



UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。